

第8回（仮称）練馬区自治基本条例を考える区民懇談会

起草部会 議事要旨

【日時】平成18年4月3日（月）19:00～20:50

【場所】本庁舎5階庁議室

【出席者（※敬称略、50音順）】

高橋司郎

三浦亜紀

沼田良

村上祐允

長谷川和寛

議事次第

1. 自治拡充の制度（Cグループ）の協議
2. その他

1. 自治拡充の制度（Cグループ）の協議

【まとめ方】

・4月10日の起草部会の全体会には、本日の議論を反映させたものだけを出し、個々の委員の案は出さないこととする。（部会長）

【高橋委員・村上委員の案と、それを一つにまとめたものを基に議論した結論】

- ・「コミュニティ」は、集合・団体であり、すなわち「2名以上のグループ」ととらえる。
- ・「協働」は、「コミュニティ」と区とが連携・協力することをいう。
- ・提案制度も、2名以上を要件とする。
- ・意欲がある「コミュニティ」を区が支援することで、結果として差が出ることを恐れない。
- ・住民投票は、「間接民主制を一層強化するもの」である。投票権者は、18歳以上の住民（定住外国人を含む。）とする。「常設」の条例とはしないで、発議があつて投票するかどうかを別途条例で定めるものとする。一方「常設」の場合には、投票に至りやすくなるということがある。以上の内容を、高橋委員の案に肉付けするとともに、村上委員の「③投票権者→住民（狭義の区民）」を追加する。村上委員の「④投票の対象事項→区政の基本ないし重要事項として、一定の限界を付する」は、文中に入れる。村上委員の「⑤区の、住民投票の結果の尊重義務」は、当たり前なことなので、入れないこととするが、区民懇談会全体会で議論の結果による。
- ・自治基本条例の改定と住民投票との関係では、自治基本条例の「本質的な」改定の場合に限り、住民投票をすることにする。「本質的な」を誰が判断するのか、判断基準を予め設定できるのか、などの課題がある。このことについては、「総則」で論議する。

【上記の結論の後に、長谷川委員の案を加えて議論した結果】

- ・2ページの「③区によるコミュニティ支援」のアからオと、高橋委員が補足説明した「コミュニティセンター」を追加する。高橋委員は、「コミュニティセンター」を、光が丘地域などの学校跡施設を、町会・自治会の事務所や活動場所、文化・生涯学習活用の拠点、文化財の保存場所などとして活用するなど、区が支援するものとしてとらえている。

- ・「都市内分権」という言葉は使わないで、その内容を入れる。
- ・パブリックインボルブメントとパブリックコメントとの関係については、あえて書かない。全体会で聞かれたら、答える。
- ・「参加・参画」との用語を使う。「参加」と「参画」を厳格に切り分けできない。「参加」は、コミュニティ、顔出し、ネガティブ、傍聴者のイメージ。「参画」は、能動、活動、汗を流すこと、行政と丁々発止、専門性のイメージ。
- ・「議案提出権」については、議会の自主性に任せればいいので、書き込まない。
- ・「議長の諮問機関」は、「議長の私的諮問機関」でいい。

2. その他

- ・本日の議論を事務局で整理・反映して、案をメールで委員に送るので、各委員は校正・確認するものとする。